

平成20年6月12日（木）

（午前9時32分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において4番 松浦君、13番 瀧君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第2 議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）議案の詳細な説明をお願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この議案第5号につきましては、企業立地促進法（平成19年法

律第40号）がございまして、これに基づきまして、大臣同意を得た基本計画に定められている指定業種の企業進出があり、またその事業者が設置する施設に課する固定資産税について、課税免除措置を行った場合に、総務省令ということで平成19年第94号に基づきまして、減収額の100分の75を普通交付税に補填措置が講じられます。そういうことで、この交付税措置がございまして、市においても有利であると判断いたしまして、今回企業誘致においてこの条例を制定することが市において有利であるということから、固定資産税の課税免除条例を制定いたしたく今回提案させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、総務委員会に付託いたします。

#### 日程第3 議案第6号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中上良隆君）日程第3 議案第6号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）2点お尋ねいたします。

まず最初は第2条第2項第3号の部分なんですが、(20)で乳腺外科を追加ということな

んですけれども、これは既に今乳腺・呼吸器外科として診察が行われておると思います。それと実際の条例との整合性というんですか、例えばほかの呼吸器内科、循環器内科、これも一緒になっているんですけれども、条例との整合性についてお尋ねしたいのが1点。

もう一点は後段第9条第4項のところなんですけれども、今回削除されている部分がありますよね。入院時食事療養及び特定療養費に係る療養の取扱いの部分削除されているんですが、これを削除することによってどのように変わるのか、2点お尋ねいたします。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）まず乳腺・呼吸器外科の件でございますけれども、もともと呼吸器外科という診療科でございまして、今までの標榜科といいますのが、本院に乳腺のほうのドクターに来ていただいたときに、地域の市民の皆さま方に非常にわかりづらいということもございまして、院内的な標榜として乳腺・呼吸器外科ということにしております。今までは実際この第2条で書いておりますように、これは循環器科と呼吸器科との関係でございますけれども、今までは呼吸器外科ということで条例でも出ております。それを今回広告可能な診療科名の改正ということで、厚生労働省医政局長から通知がございまして、それで新たに乳腺外科ということが明確になりましたことから、今回第2条といたしまして（20）の乳腺外科ということで標榜いたしたいというところでございます。

それから、手数料の別表第6に定める額とする、ただし高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療並びに入院時食事療養及び特定療養費に係る療養の取扱いというところを、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準ということで、これを除くものとす

るということで、今回後期高齢者医療もそうですけれども、包括化の関係の中で入院食事療養が、今まで特定療養費として算定させていただいておったんですけれども、これが包括化されるということの関係でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。

まず1点目のほうなんですけれども、そうしましたら確認なんです、この条例が変わることによって今の乳腺・呼吸器外科という標榜が、条例というよりは一般市民に対してなんです、変わるのかどうか。条例を変えるけれども一般市民にとっては今までどおり乳腺・呼吸器外科として、Cゾーンのところですね、それが変わるのかどうかということ、変わらないということでもいいのかどうか。

それと後段なんですけれども結局、では包括医療ということですが、市民に対しての負担はこの条例改正によって手数料部分がどうなるのか。それについてご説明いただけますでしょうか。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）まず標榜科の関係でございますけれども、当然のことながら条例改正に伴いまして周知をしまいたいと思っております。院内的な掲示につきましても今後変更してまいりたいということでございます。病院だより等でもしっかりその辺を広報してまいりたいと思っております。

それから、特定療養費の関係でございますけれども、食事療養等につきましては、今までは通常の診療報酬以外に食事療養というのがございまして、それが包括化されるということの中でいいますと、平たく言えば負担軽減に、1割いただくということになるんですけれども所得割合の中で上限額等が定められておりますので、そういうところもしっか

り周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ちょっとわかりにくいんでもう少し、条例改正のことなんであまり質問しないでおこうかなと思ってたんですけども、要するに乳腺・呼吸器外科が二つに分かれるということなんですよね。それで、ここの第9条の第2項第1号中の診療報酬の算定が、当然科が分かれるので算定の基準が変わってくるということですね。そういうふうに認識したらいいんですね。

それと、科が変わるということは、例えば先に呼吸器内科にかかってその後に乳腺外科にかかるということは、今までだったら一つの初診であったり診療に対しての報酬が要するに二つに分かれたということなんですか。そこら辺ちょっと説明してほしいんです。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）そうではございませんでして、診療内容については今までどおりでございます、地域住民にわかりやすく行うために今回改正されたものでございます。広告可能な診療科名の改正でございます、それに基づきまして診療報酬が別で取れるとかというような内容ではございません。平たく言えば、内科であれば内科疾患でもいろいろございます。それを細分化することによって、地域住民が自分の体をどの診療科でかかったらいいのかということを知りやすく標榜しなさいということが原点にありますので、診療報酬そのものが二つに、再診料が分かれたり初診料が分かれたりということではございませんので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）先ほどの13番議員と似ているんですが、単に患者の皆さんや地域の

住民の皆さんにわかりやすくということだと思っておりますが、循環器科が循環器内科、呼吸器科が呼吸器内科と丁寧にするのはいいんですが、ほんまのど素人から見ると、では内科だけで外科はなくなったのみたいに、内科でないとみたいに単純に、ど素人ですので、それと地域の皆さんは一緒だと思うので、かえって内科に限定されて外科はよくないん違うかなというふうに逆にとられるんだったら、別に内科とせんと循環器科のままだもええのと違うかなと単純に思ったりするんですけど、その辺についてはどのようにお考えになられたのかなど。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）実は、厚生労働省通達で今回診療科名の具体例が示されておりまして98診療科でございます。本院は今開設しておりますのが19診療科でございます、その中に、内科の下に呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、心臓内科、血管内科、気管支食道内科、内科だけでも20ほどございます。こういう細分化をして周知しなさいといいますが厚生労働省の通知でございます、それに基づきまして今回行わせていただいたわけなんですけれども、岩田議員がおっしゃられましたとおりのことでございます、その辺は病院だよりを通じてしっかり、今までと何も変わらない診療科はきっちり標榜していく予定でございます、今まで乳腺・呼吸器外科にしても、実は呼吸器外科と肺の疾患と乳腺の両方を診ておったと。それがどうも患者さまからいいますと、専門医が本当におるのかなというようなことになってこようかと思っております。ですから、そういうところをきっちり標榜することによって、患者さんがきっちり選択しやすいということでございます、そういうところもしっかり周知して

まいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第7号 橋本市消防団員等  
公務災害補償条例の一部を改正  
する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第4 議案第7号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第8号 橋本市企業立地促進  
条例の一部を改正する条例に  
ついて

○議長(中上良隆君) 日程第5 議案第8号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。